

再 評 価 書

事業名	一級河川 椋川 総合流域防災事業		事業区分	河川	室名	河川・砂防室
事業概要	工 期 (下段事業採択時)	平成 11 年～平成 35 年	全体事業費 (下段事業採択時)	2,405 百万円(負担率：国 0.5 県 0.5)		
		平成 11 年～平成 25 年		1,830 百万円(負担率：国 0.5 県 0.5)		
事業目的及び内容						
<p>(1) 事業の目的</p> <p>椋川は、鈴鹿山脈南東の山地を源とし、亀山市の市街地北部の谷間を蛇行しながら流れ、平野部の水田地帯を貫流し、鈴鹿川に合流する一級河川です。</p> <p>椋川の浸水被害防止を目的に、河川の拡幅、築堤、堰や橋梁の改修等により流下能力を確保し、治水安全度の向上を図ることが事業の目的です。</p> <p>(2) 事業の内容</p> <p>事業の内容は、次の通りです。</p> <p>延長 L=4,310m</p> <p>①築堤 8,600m ②掘削 73,200m³ ③護岸工 4,600m ④樋門・樋管 1基 ⑤橋梁 6橋 ⑥堰 3基 ⑦用地補償 1式</p>						
事業主体の再評価結果						
<p>1 再評価を行った理由</p> <p>平成 11 年度の事業採択後、一定期間が経過し、なお継続中であるため、三重県公共事業再評価実施要綱第 2 条第 2 項に基づき、再評価を行いました。</p>						
<p>2 事業の進捗状況と今後の見込み</p> <p>① 平成 11 年度に事業着手</p> <p>② 平成 12 年度から用地買収に着手</p> <p>③ 平成 20 年度までに事業費ベースで 42%が完了予定</p> <p>※ 平成 35 年度に整備完了見込み</p>						
<p>3 事業を巡る社会経済状況等の変化</p> <p>○周辺環境の変化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 17 年 1 月 1 日に亀山市と関市が合併し、新「亀山市」が誕生しました。 ・椋川流域では、上流域に大規模な工場が整備されており、周辺の人口も増加傾向にあります。 						

4 事業採択時の費用対効果分析の要因の変化、地元意向の変化等

4-1 費用対効果分析

(平成 11 年度 費用対効果分析結果；S49 治水経済調査要項による)

費用対効果(年便益/年費用) $b/c=8.56 \text{ 億円} / 0.93 \text{ 億円}=9.2$

※年便益 $b=$ 年平均被害軽減額 - 年維持管理費

※年費用 $c=$ 建設費(現在価値化) + 維持管理費(事業費の 0.5%現在価値化)

(平成 20 年度 費用対効果分析結果；H17 治水経済調査マニュアルによる)

費用対効果(総便益/総費用) $B/C=67.03 \text{ 億円} / 23.12 \text{ 億円}=2.9$

※総便益 $B=$ 総便益(現在価値化) + 残存価値(現在価値化)

※総費用 $C=$ 建設費(現在価値化) + 維持管理費(事業費の 0.5%現在価値化)

B/C低下の要因

氾濫解析手法の見直しです。

4-2 地元意向

椋川流域では過去に浸水被害を受けたことから、自治会や各地区の代表者の方により、椋川改修促進期成同盟会が組織されています。同盟会では椋川の改修に関する要望活動を行っています。また、情報誌「椋川どんこ通信」を毎年発行し、過去の被害を風化させない取り組みを行っています。

5 コスト縮減の可能性や代替案立案の可能性

5-1 コスト縮減

椋川では、掘削等による発生土を有効利用し、コスト縮減に努めています。また、護岸の材料、工法の新技術の活用により、コスト縮減ができるように検討します。

建設機械の排出ガス、騒音等の環境対策に努めます。

5-2 代替案

①『ダム案』 流域の大部分が平地で、ダムの適地はありません。

②『遊水地・調節池案』 流域周辺の開発が進んで来ている中で、遊水地・調節池として新たに用地を取得することや、補償することは困難です。

過去から河道改修を進めてきた経緯もあることから、椋川では河道改修が妥当と考えられます。

再 評 価 の 経 緯

事業主体の対応方針

三重県公共事業再評価実施要綱第 3 条の視点を踏まえて再評価を行った結果、同要綱第 5 条第 1 項に該当すると判断されるため当事業を継続したいと考えています。